

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年（2025年）1月6日付け令6県民生活第443号で行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和6年10月9日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、「令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの、〇〇が保有する、消費生活相談記録（添付文書を含む）」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、以下のとおり特定した。

- (1) 請求人指定の消費生活相談記録（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日分）
- (2) 上記（1）消費生活相談記録の添付文書

3 実施機関の処分

実施機関は、上記2の文書について、令和7年1月6日付で本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年4月10日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示とされた部分は相当だったのか、また、その根拠を審査してほしい。（開示範囲が拡張できるのではないか。）

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、上記第2のとおり、実施機関が行う消費生活相談業務に関する文書であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第7条各号（不開示事由）の該当性について

（1）条例第7条について

① 第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

これは、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人に関する情報の要件を定めたものである。

なお、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性がなく特定の個人を識別することができない情報又は特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、匿名の作文や反省文、カルテ等の個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報や、特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報をいうとされている。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるとされ、これは、生前に本号により不開示であった情報が、当該個人が死亡した以降開示されることになるのは適当ではないためとされている。

一方で、次の本号ただし書のイからハに掲げる情報に該当する場合は、例外的に開示するものと定めている。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

これは、本号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報及び開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示することを定めたものである。

② 第3号について

本号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の本号イ又はロに掲げる情報に該当する場合は、不開示とすることを定めている。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

これは、法人等及び事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものである。

なお、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあつて、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、また、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとしている。

また、本号ただし書では、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであつても、例外的に開示するものと定めている。

③ 第6号について

本号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次の本号イからホに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

これは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

また、上記のイからホまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が例示的に挙げられているものであり、本号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られないとされている。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断することとされている。

(2) 判断

本審査請求においては、本件処分で実施機関が条例第7条第1号（個人に関する情報）、同条第3号（法人等情報）及び第6号（事務又は事業に関する情報）に該当する情報であることを理由として不開示とした判断の妥当性が争点となっていることから、それぞれ実施機関が不開示とした判断の妥当性について、以下のとおり検討する。

ア 条例第7条第1号について

審査会が、本件対象公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件対象公文書のうち、「消費生活相談記録」中、

○情報番号

○受付年月日（年月を除く）・受付時刻

○相談受付者

○処理担当者

○相談概要

○相談者・契約当事者・被害者の氏名・年齢・住所・県コード・地域コード・

連絡先・性別等・職業等

- 商品使用期間
- 購入・契約先、信用供与者、製造者、他業者の担当者名
- 契約年月日
- 契約購入金額
- 既支払額
- 第3金額（内容含む）
- 事故（拡大損害）の発生年月日・発生時刻・事故発生地域（県コード・地域コード）
- 処理結果概要
- 救済金額
- 救済金額の内容

「消費生活相談記録」を除く添付文書中、

- 相談者又は事業者から○○（以下、「○○」という。）に提供された文書等のうち、以下の①～③に該当する部分。

- ①契約及び支払いに関する書面（見積書、契約書、覚書、申込書、重要事項説明書、請求書、領収書、明細書、督促状、代位弁済予告通知書、その他これに類するもの）
- ②相談内容に関する手紙、メモ、電子メール、画像、ファックス
- ③相談内容に関する経緯書、調査書

- 職員が職務上作成し、又は取得した文書等のうち上記「消費生活相談記録」において不開示とした項目に該当する部分

- 職員が法律相談を受けるために作成した相談概要及び質問項目並びに弁護士の回答の記録

の各項目や書面に、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報及び他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、実施機関が秘密厳守を前提に相談者から聴き取った個人情報であり、公にすることにより相談者が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、不開示とすべき個人に関する情報を精査した上で開示する部分を決定した、との実施機関の説明は、特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

よって、上記の情報を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 条例第7条第3号について

審査会が、本件対象公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件対象公文書のうち、「消費生活相談記録」中、

- 相談概要

- ブランド・型式
- 製造年月日
- 商品使用期間
- 購入・契約先、信用供与者、製造者、他業者の名称、屋号等、支店名、担当者名、住所、電話番号」、「他業者区分（フリー記載欄を含む）」
- 販売方法
- 処理結果概要
- 解決内容

「消費生活相談記録」を除く添付文書中、

- 相談者又は事業者が〇〇に提供した書面等のうち、以下の①～③に該当する部分

- ①契約及び支払いに関する書面（見積書、契約書、覚書、申込書、重要事項説明書、請求書、領収書、明細書、督促状、代位弁済予告通知書、その他これに類するもの）
- ②相談内容に関する手紙、メモ、電子メール、画像、ファックス
- ③相談内容に関する経緯書、調査書

〇〇〇職員が職務上作成し、又は取得した文書等のうち上記「消費生活相談記録」において不開示とした項目に該当する部分

〇〇〇職員が収集し保存したホームページ画面等のうち表示内容から事業者名や商品名等が特定されるおそれがあるもの

〇〇〇職員が法律相談を受けるために作成した相談概要及び質問項目並びに弁護士の回答の記録

の各項目や書面に、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記載されていることを確認した。

これらの文書における消費生活相談情報は、そのほとんどが内容の真偽について確認が行われておらず、誹謗・中傷、不正確さ、あるいは虚偽を伴う可能性を排除できないものであると考えられる。

したがって、これと一体となる形で購入・契約先、信用供与者、製造者、他事業者、相談概要、処理結果概要、相談対象の商品・役務等に関連する情報を公にした場合、特定事業者または同種の商品・役務を取り扱う事業者に対する信用を毀損し、あるいは、真偽不明のことが客観的な事実であるかのような誤解を招くなどして、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの実施機関の説明は、特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

よって、上記の情報を条例第7条第3号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第7条第6号について

審査会が、本件対象公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件対象公文書のうち、「消費生活相談記録」中、

- 情報番号

- 受付年月日（年月を除く）・受付時刻
- 相談受付者
- 処理担当者
- 独自フラグ
- 相談概要
- 経由元情報番号
- 経由先センターコード
- 相談者・契約当事者・被害者の県コード・地域コード
- 特定項目
- 事故発生地域（県コード・地域コード）
- 完結年月日
- 処理結果概要
- 処理結果
- 解決内容
- 要望・情報提供先
- テスト
- 受付独自項目
- 結果独自項目

「消費生活相談記録」を除く添付文書中、

○相談者又は事業者が○○に提供した書面等のうち、以下の①又は②に該当する部分

- ①相談内容に関する手紙、メモ、電子メール、画像、ファックス
- ②相談内容に関して作成された経緯書、調査書

○○○職員が職務上作成し、又は取得した文書等のうち上記「消費生活相談記録」において不開示とした項目に該当する部分

○他者に開示しないことを前提に外部機関等から○○に提供された情報文書等の各項目や書面に、実施機関が行った相談者又は事業者から事情聴取した内容などの情報が記載されていることを確認した。

実施機関が行う相談については、相談者は、一般に秘密が守られることを前提に相談しており、「消費生活相談記録」において開示対象としている項目のほかに、更に相談の詳細な内容などが開示されることとなれば、消費生活相談を躊躇する事態が生じることも十分予想され、事業者においても一般に秘密が守られることを前提に○○の事情聴取や斡旋等に応じており、事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が開示されることにより、事業者が事情聴取や斡旋等に応じない事態が生ずることが十分に予想される。

したがって、これらの情報を公開することにより、当該事務又は事業の性質上、○○の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は、特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

よって、上記の情報を条例第7条第6号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 7年 5月30日	実施機関から諮問を受けた。
令和 8年 2月19日	事案の審議を行った。
令和 8年 4月21日	事案の審議を行った。
令和 8年 6月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
通 山 和 史	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和8年6月19日現在）